

船舶事故調査報告書

令和7年7月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和7年1月4日 07時25分ごろ
発生場所	静岡県沼津市沼津港北西方沖 沼津港西防波堤灯台から真方位296° 2.3海里付近 (概位 北緯35° 05.8′ 東経138° 48.5′)
事故の概要	漁船 ^{かんしち} 勘七丸は、錨泊中、また、漁船 ^{まついち} 松一丸は、北西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和7年1月16日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 勘七丸、4.9トン S O 3 - 2 4 0 3 8 (漁船登録番号)、個人所有 第241-20213号(船舶検査済票の番号) B 漁船 松一丸、2.6トン S O 3 - 2 4 0 1 3 (漁船登録番号)、個人所有 第241-9591号(船舶検査済票の番号)
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 船首部に凹損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風速 約1～2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、沼津港北西方沖において船首を東南東方に向けて漁ろうに従事していることを示す形象物を表示して錨泊し、一本釣り漁を開始した。 船長Aは、乗組員3人が漁獲物を甲板上で整理する様子に意識を向けていたところ、船体に衝撃を感じたので周囲を確認した際、A船の船首方にB船を認め、A船の船首部とB船の船首部とが衝突したことに気付いた。 船長Aは、A船の損傷状況を確認した後、A船を沼津港に帰航させた。 A船の乗組員3人は、一本釣り漁に意識を向けていたので、見張りを行っておらず、接近するB船に気付かなかった。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、漁場へ向けて、約8ノットの対地速力で手動操舵により北西進した。 船長Bは、漁場に着了いたらすぐに操業できるよう、操舵区画の後方

	右舷側の後部甲板上で、操業の準備をしながら見張りをしていたが、左舷船首方は操舵区画によって見張りの死角になっていた。 船長Bは、操業の準備を終え、操舵室に戻ったとき、船体に衝撃を感じたので主機を中立として周囲を見たところ、船尾方にA船を認め、B船とA船とが衝突したことに気付いた。 船長Bは、A船に負傷者がいないこと及びB船の損傷状況を確認し、118番通報をした後、B船を沼津港に帰航させた。
分析	A船は、船首を東南東方に向けて漁ろうに従事していることを示す形象物を表示して錨泊中、船長Aが、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、右舷船首方から接近するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 船長Aは、乗組員3人が行う漁獲物を甲板上で整理する様子に意識を向けていたことから、周囲の見張りを適切に行っていなかったものと考えられる。 B船は、北西進中、船長Bが、左舷船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、左舷船首方で錨泊するA船に接近していることに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。 船長Bは、漁場に着いてすぐに操業できるよう、航行中に操舵区画の後方右舷側の後部甲板上で操業の準備をしていたことから、操舵区画が死角になり左舷船首方の確認ができていなかったものと考えられる。
原因	本事故は、A船が錨泊中、B船が北西進中、船長Aが、甲板上において乗組員によって行われていた漁獲物の整理に意識を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、また、船長Bが、航行中に操舵区画の後方右舷側の後部甲板上で操業の準備をし、左舷船首方の見張りを適切に行っていなかったため、互いに相手船に気付かず、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、錨泊中であっても、接近する他船を早期に発見できるよう、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・ 船長は、航行中、操船に意識を向け、必要な作業を除いて操船以外のことを行わず、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。